

第 2 調査結果

1 地下空間におけるネットワークとしての安全対策の必要性

調査の結果	説明図表番号
<p>地下空間には、地下街、地下駅、ビル地階の店舗、地下駐車場等の多様な施設が設置され、地下街は、地下道と当該地下道に面した複数の店舗等とが一体的に整備されている。</p> <p>(1) 地下街の状況</p> <p>地下街は、不特定多数の者が利用する公共的な空間として、地上の混雑緩和、歩行者の利便性や回遊性の向上等の役割を担っており、建築物や交通インフラにより過密な空間となっている大都市や、土地の高度利用を図る再開発地区において、地下空間の活用推進に伴い整備されてきた。</p>	<p>図表 1-①</p>
<p>地下街については、法令上の統一的な定義はなく、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）（注）において、それぞれ定義されており、消防法では、同法第 8 条の 2 第 1 項において、地下街とは、「地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの」、準地下街は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1（16 の 3）において、「建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの」とされている。</p>	<p>図表 1-②</p>
<p>一方、水防法では、同法第 15 条第 1 項第 3 号イにおいて、地下街等とは、「地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設」とされている。</p>	<p>図表 1-③</p>
<p>また、「地下街の取扱いについて」（昭和 48 年 7 月 31 日付け建設省都計発第 71 号、消防安第 1 号、警察庁乙交発第 5 号、鉄総第 304 号）に基づき策定された「地下街に関する基本方針」（昭和 49 年 6 月 28 日付け建設省都計発第 58 号地下街中央連絡協議会。以下「旧基本方針」という。）では、地下街とは、「公共の用に供される地下歩道（地下駅の改札口外の通路、コンコース等を含む。）と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設（地下駐車場が併設されている場合には、当該地下駐車場を含む。）であって、公共の用に供されている道路又は駅前広場（土地区画整理事業、市街地再開発事業等により建設中の道路又は駅前広場を含む。）の区域に係るもの」とされていた。</p>	<p>図表 1-④</p>
<p>このように、地下街の定義は個別法等により異なり、地下街の箇所数についても、平成 26 年 3 月末現在、消防法に基づく地下街は 63 か所、準地下街は 7 か所、水防法に基づく地下街等は 895 か所、旧基本方針に基づく地下街は 79 か所となっている。</p> <p>（注） 水防法は、平成 27 年 5 月に改正され、従来の洪水（外水）のみを対象とした浸水想定区域に加え、雨水出水（内水）及び高潮を対象とした浸水想定区域の設定や利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止に係る計画を作成しようとする場合における、連続する施設の所有者等からの意見聴取等が新たに追加された。</p> <p>本調査では、原則として平成 27 年 5 月の改正前の水防法の状況について調査しており、「水防法（平成 27 年 5 月改正）」と表記したものを除き、改正前の水防法を指す。</p>	<p>図表 1-② （再掲）</p>

<p>(2) 地下空間に所在する施設に対する規制</p> <p>地下街、地下駅等、地下空間に設置されている施設については、消防法及び水防法において、施設の管理者等に対し、火災や浸水それぞれについての安全確保に係る必要な規制が設けられている。</p> <p>消防法においては、火災の予防・鎮圧、被害の軽減等を目的に、例えば、地下街や百貨店については、防火管理者の選任、スプリンクラー設備の設置（延べ面積が、地下街は 1,000 平方メートル以上、百貨店は 3,000 平方メートル以上）等が、停車場（地下駅）については、防火管理者の選任、自動火災報知設備や屋内消火栓設備の設置等が義務付けられているなど、施設の用途や規模等に応じた規制が設けられている。なお、同法施行令で定める施設以外の施設への消防用設備等の設置や施設の管理について権限を有する者が複数にわたる場合の統一的な防火管理の実施の要否などについては、各地方公共団体の判断に委ねられている。</p> <p>一方、水防法においては、水災の防御、被害の軽減等を目的に、不特定多数の者が利用し、避難の確保や浸水被害の防止を図る必要がある地下街等の施設については、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成し、同計画に基づき、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水を防止するための訓練並びに自衛水防組織の設置が義務付けられているが、当該計画を作成する対象施設であるか否かについては、各地方公共団体の判断に委ねられている。</p> <p>また、昭和 40 年代半ばにガス爆発事故や火災が発生したことを契機として、昭和 48 年には、「地下街の取扱いについて」に基づき、施設管理者は、地下街の新設・増設を抑制することや防災、衛生、発生する交通の処理等の所要の措置が義務付けられ、旧基本方針により、地下街の新設・増設に関する計画についての基本的な考え方やそれに基づく具体的な措置が規定されていた。</p> <p>なお、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）が施行されたことに伴い、機関委任事務制度が廃止されたこと、関与の法定主義が明確化されたこと等を踏まえ、平成 13 年に、「地下街中央連絡協議会の廃止及び地下街関連通達の廃止について」（平成 13 年 6 月 1 日付け国都計第 93 号）により、「地下街の取扱いについて」や旧基本方針等は廃止され、その後の地下街の安全対策については、各地方公共団体の方針に委ねられている。</p> <p>(3) 地下空間におけるネットワークの形成</p> <p>近年、地下空間においては、地下街が地下駅やビル地階と接続しているもの、さらに、これらが地下歩道を介して接続しているもの等、特に都市部において、複数の施設が相互に接続する形で開発が進められ、地下に所在する施設（以下「地下空間利用施設」という。）が単独で存在するのではなく、複数の地下空間利用施設が広範囲にわたり接続され、ネットワーク化が進行している。</p> <p>なお、地下空間においては、地下街、百貨店、地下駅等の消防法や水防法の規制</p>	<p>図表 1-⑤ 図表 1-⑥ 図表 1-⑦</p> <p>図表 1-⑧</p> <p>図表 1-③、④ (再掲)</p> <p>図表 1-⑨</p> <p>図表 1-⑩</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>の対象となっている施設と、店舗が所在しない地下歩道などの消防法や水防法の規制の対象とはなっていない施設とが接続して所在することもある。</p>	
<p>(4) 調査対象とした地下空間のネットワーク</p> <p>本調査では、ネットワーク化が進行している地下空間における安全確保対策の実施状況を調査するため、①地下街、地下駅、地階を有するビル等が直接接続しているもの、②地下街、地下駅等が、地下道を介して他の地下街、ビル地階等と間接的に接続しているもの、③地下街がなく、複数のビル地階が地下道によって接続しているものをそれぞれ「地下空間ネットワーク」として位置付け、全国の地下空間ネットワークの中から、地域や規模、地下空間を構成する施設の種類等を考慮し、7市3区(注)に所在する14の地下空間ネットワークを選定した。当該14の地下空間ネットワークを構成する地下空間利用施設は、当省の調査結果では410施設であり、このうち、地下空間利用施設の種類を考慮し、139施設を抽出し調査した。</p> <p>(注) 7市3区は、札幌市、東京都千代田区、東京都中央区、東京都新宿区、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市、岡山市及び福岡市である。</p>	<p>図表 1-⑩ (再掲)</p> <p>図表 1-⑪</p>
<p>(5) 地下空間ネットワーク内の施設における火災及び浸水の発生状況</p> <p>全国の地下空間利用施設における平成21年から25年までの間の火災及び浸水の発生状況をみると、総務省(消防庁)では、消防法に基づく地下街及び準地下街においては21件の火災が発生したとしている。なお、国土交通省では、浸水の発生状況について網羅的には把握しておらず、発生件数は不明となっている。</p> <p>また、調査対象とした14の地下空間ネットワーク内の139の地下空間利用施設における平成21年度から25年度までの間の火災及び浸水の発生状況をみると、火災が27件、浸水が13件発生しており、このうち、火災が発生した施設以外の接続施設に影響が及んだもの又は経済的被害が生じたものが2件、浸水が発生した施設以外の接続施設に影響が及んだものが1件みられた。</p> <p>なお、調査対象とした14の地下空間ネットワーク内の地下空間利用施設では、当省の調査対象期間以外においても、火災や浸水が発生し、当該火災や浸水が発生した施設以外の接続施設や広域に影響が及んだものが4件発生している。</p>	<p>図表 1-⑫</p> <p>図表 1-⑬</p> <p>図表 1-⑭</p> <p>図表 1-⑮</p> <p>図表 1-⑯</p>
<p>(6) 地下空間ネットワークとしての安全対策の必要性</p> <p>地下空間ネットワーク内には、消防法及び水防法の規制に基づき安全確保対策を講ずべき地下街等の施設と、店舗が存在しない地下歩道などの消防法や水防法の規制の対象とはなっていない施設が混在している。</p> <p>また、近年、地下空間ネットワーク化が進行しており、地下空間ネットワーク内の地下空間利用施設における火災や浸水の状況をみると、地下空間利用施設から火災が発生し、火災の煙が他の地下空間利用施設へ流入したもの、大雨による浸水により地下鉄の運休や地下街において人命が失われたものなど、火災や浸水による影響が他の地下空間利用施設を含めた広範囲に及んでいるものなどもみられる。</p> <p>これらのことから、地下空間における火災や浸水に係る利用者等の安全を確保す</p>	

<p>るためには、地下空間ネットワークを構成する地下空間利用施設の施設管理者等が必要な連携の下、地下空間ネットワークとして、より効果的な安全確保対策に取り組むことが重要な場合もあると考えられる。</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

図表 1-① 全国に所在する地下街

No	名称	接続施設	備考
1	大通地下街（オーロラタウン）	地下歩道、ビル地階	両地下街は駅コンコースを通じて接続
2	札幌駅前通地下街（ポールタウン）		
3	札幌駅南口広場地下街（アピア）	ビル地階、駅、地下歩道	
4	フェザン（めんこい横丁等を含む）	公共地下道	
5	八重洲地下街	ビル地階	地下街は連絡通路を通じて駅と接続
6	Echika fit 東京	単独（地下鉄駅コンコース上に所在）	
7	新橋駅東口地下街（ウイング新橋）	地下駐車場	
8	渋谷地下街	ビル地階、駅	
9	浅草地下街	駅	
10	Echika fit 上野	単独（地下鉄駅コンコース上に所在）	平成 27 年 3 月閉鎖
11	新宿駅東口地下街（ルミネエスト）	ビル地階、駅	両地下街は地下歩行者専用道を通じて接続
12	新宿歌舞伎町地下街（新宿サブナード）	ビル地階、駅	
13	新宿駅西口地下街（小田急エース）	ビル地階	各地下街は広場や地下通路を通じて接続
14	新宿南口地下街（京王モール）	ビル地階、駅	
15	京王モールアネックス	ビル地階、駅	
16	池袋東口地下街（池袋ショッピングパーク）	駅、ビル地階、地下駐車場	
17	池袋西口地下街（池袋東武ホープセンター）	ビル地階、地下駐車場	
18	エチカ池袋	単独（地下鉄駅コンコース上に所在）	
19	地下鉄銀座線地下店舗（Echika fit 銀座）	単独（地下鉄駅コンコース上に所在）	
20	吉祥寺駅地下街（京王電鉄（株）の管理分）	単独	管理会社が異なる
21	吉祥寺駅地下街（（株）アトレの管理分）	単独	
22	エチカ表参道	単独（地下鉄駅コンコース上に所在）	
23	川崎駅東口広場地下街（アゼリア）	ビル地階	
24	横浜駅東口地下街（ポルタ）	ビル地階、地下駐車場	地下街は連絡通路を通じて駅と接続
25	ダイヤモンド地下街（ザ・ダイヤモンド）	ビル地階、駅	両地下街は直接接続
26	新相鉄ビルDブロック		
27	横浜中央地下街（関内地下街マリナード）	駅	
28	桜木町ゴールデンセンター（ぴおシテイ）	駅	
29	HaRuNe 小田原	単独	
30	西堀ローサ	ビル地階	
31	高岡駅前地下街	単独	
32	金沢都ホテル地下街	単独	

No	名称	接続施設	備考
33	蒲郡北駅前地下街	単独	
34	新幹線地下街エスカ	駅、地下道、ビル地階	各地下街は通路により接続
35	テルミナ地下街		
36	ユニモール		
37	地下鉄名古屋駅地下街（メイチカ）		
38	名古屋地下街（サンロード）		
39	名古屋近鉄ビル地下街		
40	新名フード地下街		
41	ミヤコ地下街		
42	大名古屋ビル地下街（ダイナード）		
43	伏見地下街	駅	
44	サカエチカ	ビル地階、駅	各地下街は直接接続
45	セントラルパーク地下街		
46	栄森の地下街		
47	地下鉄上前津地下街	単独（地下鉄駅コンコース上に所在）	
48	地下鉄金山地下街	単独（地下鉄駅コンコース上に所在）	
49	大曽根駅前地下集客施設 (OZ garden)	駅	
50	京都駅北口広場地下街（ポルタ）	駅	
51	御池地下街（ゼスト御池）	駅、直下に地下駐車場	
52	ホワイティうめだ	地下街、ビル地階、駅、地下道	各地下街は通路や駅を通じて接続
53	ドージマ地下センター	ビル地階、駅	
54	大阪駅前ダイヤモンド地下街（ディアモール大阪）	地下街、ビル地階、駅、地下道	
55	大阪駅前地下街	ビル地階、駅	
56	千里中央地下街	単独	
57	京阪中之島線渡辺橋駅	単独	
58	京阪中之島線大江橋駅	単独	
59	中之島地下街	地下鉄駅	
60	なんばウォーク	地下鉄駅、ビル地階	両地下街は通路を通じて接続
61	NAMBAなんなん		
62	あべちか	地下駐車場	
63	長堀地下街（クリスタ長堀）	駅	
64	さんちか	駅、ビル地階、地下道、地下駐車場	
65	メトロこうべ	駅	地下街内通路で駅と駅を接続
66	デュオこうべ山の手	駅	両地下街は駅を通じて接続
67	デュオこうべ浜の手		
68	M-KITCHEN	ビル地階、地下通路	
69	阪神元町有楽名店街	単独（駅コンコース上に所在）	
70	グランフェスタ	ビル地階、地下駐車場、駅	
71	岡山一番街	地下駅、地下駐車場、ビル地階	両地下街は直接接続
72	岡山三番街（ペスカ岡山）		
73	中之町地下街	ビル地階	

No	名称	接続施設	備考
74	広島紙屋町地下街（ジャレオ）	ビル地階、地下駐車場	
75	松山市駅前地下街	ビル地階	
76	天神地下街	ビル地階、駅、地下通路、地下駐車場	
77	博多駅地下街（福岡朝日ビルの管理分）	ビル地階、駅、地下通路	各地下街は直接接続
78	博多駅地下街（博多ステーションビルの管理分）		
79	博多駅新地下街（博多一番街）		

- (注) 1 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。
2 旧基本方針による地下街（平成 26 年 3 月末日時点）である。

図表 1-② 地下街等の定義及び箇所数

法令等	消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)	水防法 (昭和 24 年法律第 193 号)	「地下街に関する基本方針」 (昭和 49 年 6 月 28 日付け建設省都計発第 58 号)
所管省及び部署	総務省 消防庁	国土交通省 水管理・国土保全局	国土交通省 都市局
定義	<p>(消防法第 8 条の 2 第 1 項)</p> <p>【地下街】 地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの</p> <p>(消防法施行令別表第一(16の3))</p> <p>【準地下街】 建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの</p>	<p>(水防法第 15 条第 1 項第 3 号イ)</p> <p>【地下街等】 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設</p>	<p>【地下街】 公共の用に供される地下歩道（地下駅の改札口外の通路、コンコース等を含む。）と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設（地下駐車場が併設されている場合には、当該地下駐車場を含む。）であって、公共の用に供されている道路又は駅前広場（土地区画整理事業、市街地再開発事業等により建設中の道路又は駅前広場を含む。）の区域に係るもの</p>
箇所数	地下街：63 箇所 準地下街：7 箇所	895 箇所	79 箇所

- (注) 1 総務省消防庁及び国土交通省の資料に基づき、総務省行政評価局が作成した。
2 「箇所数」は、平成 26 年 3 月末日時点の数である。

図表 1-③ 「地下街の取扱いについて」（昭和 48 年 7 月 31 日付け建設省都計発第 71 号、消防安第 1 号、警察庁乙交発第 5 号、鉄総第 304 号）（抜粋）

- (1) 道路、駅前広場その他の公共施設等にかかる地下街（「地下街」とは、一般公共の用に供される地下工作物内の道（地下道）に面して設けられた店舗、事務所その他これに類するもの（通常の建築物の地階とみなされるものを除く。）の一团（地下道を含む。）をいう。以下同じ。）の新設又は増設は、今後厳に抑制するものとする。
 ただし、公益上真にやむを得ないものについては、防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点から、設置計画及び管理運営方法に関して、あらかじめ十分な措置を講ぜしめるとともに、使用開始後の指導監督を強力に行うものとし、特に既存の地下街の増設にかかる場合にあっては、既存部分に関する改善措置に留意するものとする。
- (2) 道路、駅前広場その他の公共施設等にかかる既存の地下街については、増設等が行われな
い場合であっても、極力防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点から所要の改善を行
わせるものとする。
 なお、特に緊急に防災上の改善を行う必要のある既存の地下街については、早急に関係行政機関を中心に必要に応じて学識経験者を加えて現地査察を行い、所要の改善指導を行うものとする。
- (3) (1)及び(2)の措置の実効性の確保、さらに今後必要とされる道路、駅前広場その他公共施設等にかかる地下街に関する基本方針の策定（運用及び制度の両面に関するものを含む。以下別記において単に「基本方針の策定」という。）その他に関して関係行政庁等の連絡調整を図るため、当面は、別記のと通りの運用方法によるものとする。

別記

地下街に関する運用方法

1 地下街連絡協議会

- (1) 道路、駅前広場その他の公共施設等にかかる地下街（以下本運用中に限り単に「地下街」という。）の指導監督に関する連絡調整を行うため、各都道府県及び各指定都市（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）に地下街連絡協議会を設けるものとする。
- (2) 各都道府県に設ける地下街連絡協議会は、建設省地方建設局道路部、通商産業省通商産業局公益事業部、運輸省地方運輸局鉄道部（ただし、鉄道事業法に基づき工事施工の認可又は変更を要することとなる場合に限る。）、都道府県の都市計画、道路、建築及び消防主幹部並びに都道府県警察本部の交通及び防災警備主幹部により構成し、鉄道事業者（ただし、当該鉄道事業者の財産の貸付け、譲渡又は交換に係る場合に限る。）をオブザーバーとするものとし、その事務局は、都道府県の都市計画主幹課に置くものとする。
 指定都市に設ける地下街連絡協議会は、各都道府県に設ける地下街連絡協議会の構成機関中、都道府県の都市計画、道路、建築及び消防主幹部に替えて指定都市の当該各部をもって構成し、その事務局は、指定都市の都市計画主幹課に置くものとする。
- (3) 地下街連絡協議会は、地下街の設置に関する申請が当該協議会の構成機関になされた場合において、都市計画決定、道路占用許可等の行政処分¹に先だつて、又は地下街の設置が予想される場合その他必要な場合に開催し、当該地下街の取扱いに関して、所要の連絡調整を行うものとする。
- (4) 地下街連絡協議会を構成する各機関は、それぞれ自己の所管部門に関して責任を持つとともに、他の機関の所管部門に関する意見を尊重するものとし、地下街に関する都市計画決定、道路占用許可等の行政処分は、原則として当該協議会の構成機関が支障がないと認めた場合に限り行われるよう配慮するものとする。
- (5) 地下街連絡協議会は、大規模な地下街（駐車場部分を除く延べ面積が 3,000 m²以上のものをいい、増設又は用途変更により当該規模となるものを含む。）について連絡調整を行

おうとする場合にあっては、あらかじめ次の2に掲げる地下街中央連絡協議会の意見を聞かなければならないものとする。

2 地下街中央連絡協議会

- (1) 基本方針の策定、1.(5)による意見のとりまとめ、その他地下街の指導監督に関する連絡調整を行うために、地下街中央連絡協議会を設置するものとする。
- (2) 地下街中央連絡協議会は、建設省、消防庁、警察庁、運輸省及び資源エネルギー庁により構成するものとし、その事務局は、建設省都市局都市計画課に置くものとする。

3 その他

地下街中央連絡協議会は、基本方針の策定を可及的速やかに行うものとする。

地下街連絡協議会は、基本方針の策定がなされるまでの間は、1.(5)にかかわらず、地下街について連絡調整を行う場合には、原則としてあらかじめ地下街中央連絡協議会の意見を聞かなければならないものとする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-④ 「地下街に関する基本方針について」(昭和49年6月28日付け建設省都計発第58号 地下街中央連絡協議会)(抜粋)

第1 地下街の規制に関する取扱方針

- 1 地下街(第2.1に規定する地下街をいう。以下同じ。)の設置は、公共の用に供される道路又は駅前広場の管理上及び将来の利用計画支障となるのみでなく、防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点からも問題が多いので、その新設又は増設は、厳に抑制するものとし、原則として認めないものとする。
- 2 したがって地下街の新設又は増設は、地上交通の著しく輻輳する地区において、歩行者を含む一般交通の安全と円滑を図るため、公共地下歩道又は公共地下駐車場を緊急に整備しなければならない場合であって、かつ、地下街の設置が必要やむを得ない場合に限るものとする。この場合において、地下街の新設又は増設に関する計画は、次の基本的な考え方によるものとし、その具体的措置は、第2に示すところによる。
 - (1) 当該地域の土地利用計画及び公共公益施設の整備計画等に支障を及ぼすおそれがないよう措置すること。
 - (2) 公共地下歩道又は公共地下駐車場の整備計画を中心とし、地下街としての計画は、これに付随して認められるべきものであることから、店舗部分は極力小規模にとどめること。
 - (3) 地下街と他の建築物の地下階との接続は、災害の発生防止等の観点から好ましくないもので、原則として禁止すること。
 - (4) 建築基準法、消防法等に定めるところによるほか、防災、救急、衛生、発生する交通の処理等のための必要と認められる設備を設けること。
 - (5) 事業主体は、将来にわたり適切な管理運営を行いうると認められる者であること。
- 3 地下街の管理について、関係行政庁は、建設基準法、消防法、道路法、ガス事業法等に基づく指導、監督、検査等を強力に行い、防災その他に関して管理の適正を期するものとする。
- 4 第2の基準に適合しない既設の地下街については、極力改善措置を講じさせるほか、特にこの基本方針に適合するものとして増設(他の地下街又は他の建築物の地下階と接続する場合を含む。)を認める場合には、既設部分についても所要の改善措置を講じさせるものとする。

第2 地下街の設置計画策定に関する基準

(定義)

- 1 この基準において「地下街」とは、公共の用に供される地下歩道(地下駅の改札口外の通路、コンコース等を含む。)と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他

これらに類する施設とが一体となった地下施設（地下駐車場が併設されている場合には、当該地下駐車場を含む。）であって、公共の用に供されている道路又は駅前広場（土地区画整理事業、市街地再開発事業等により建設中の道路又は駅前広場を含む。）の区域に係るものとする。ただし、地下歩道に面して設けられる店舗、事務所、その他これらに類する施設が、駅務室、機械室等専ら公共施設の管理運営のためのもの、移動可能なもの又は仮設的なものみの場合は、地下街として扱わないものとする。

2(1) この基準は、地下街を新設し、又は増設する場合のほか、既設の地下街を相互に接続し、又は既設の地下街に他の建築物の地下階を接続しようとする場合にも適用する。

(2) 地下駅の改札口外の通路、コンコース等に係る地下街にあっては、4（ただし、(5)を除く。）及び5は適用しない。

(制限の付加)

3 各地下街連絡協議会又はその構成機関は、必要と認めるときは、本基準の規定を下らない範囲において本基準と異なる定めをし、又は所要の制限を付加することができるものとする。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-⑤ 消防法等における地下街等の防火管理上必要な業務に係る規定

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）（抜粋）

第 8 条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

第 8 条の 2 高層建築物（高さ 31 メートルを超える建築物をいう。第 8 条の 3 第 1 項において同じ。）その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの又は地下街（地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。以下同じ。）でその管理について権原が分かれているものうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちからこれらの防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する防火管理者（以下この条において「統括防火管理者」という。）を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

2 統括防火管理者は、前項の規定により同項の防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う場合において必要があると認めるときは、同項の権原を有する者が前条第一項の規定によりその権原に属する当該防火対象物の部分ごとに定めた同項の防火管理者に対し、当該業務の実施のために必要な措置を講ずることを指示することができる。

3 前条第一項の規定により前項に規定する防火管理者が作成する消防計画は、第一項の規定により統括防火管理者が作成する防火対象物の全体についての消防計画に適合するものでなければならない。

第8条の2の5 第八条第一項の防火対象物のうち多数の者が出入するものであり、かつ、大規模なものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定めるところにより、当該防火対象物に自衛消防組織を置かなければならない。

2～4 (略)

消防法施行令 (昭和36年政令第37号) (抜粋)
(統括防火管理者の責務)

第4条の2 統括防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 統括防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わなければならない。

3 統括防火管理者は、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-⑥ 消防法等における消防用設備等の設置等に関する規定

消防法 (昭和23年法律第186号) (抜粋)

第17条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設 (以下「消防用設備等」という。) について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

2 市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによつては防火の目的を十分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

3 第一項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等 (以下「特殊消防用設備等」という。) であつて、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画 (以下「設備等設置維持計画」という。) に従って設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等 (それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。) については、前二項の規定は、適用しない。

消防法施行令 (昭和36年政令第37号) (抜粋)
(防火対象物の指定)

第6条 法第十七条第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一に掲げる防火対象物とする。

(消防用設備等の種類)

第7条 法第十七条第一項の政令で定める消防の用に供する設備は、消火設備、警報設備及び避難設備とする。

2 前項の消火設備は、水その他消火剤を使用して消火を行う機械器具又は設備であつて、次

に掲げるものとする。

一 消火器及び次に掲げる簡易消火用具

イ 水バケツ

ロ 水槽

ハ 乾燥砂

ニ 膨張ひる石又は膨張真珠岩

二 屋内消火栓設備

三 スプリンクラー設備

四 水噴霧消火設備

五 泡消火設備

六 不活性ガス消火設備

七 ハロゲン化物消火設備

八 粉末消火設備

九 屋外消火栓設備

十 動力消防ポンプ設備

3 第一項の警報設備は、火災の発生を報知する機械器具又は設備であつて、次に掲げるものとする。

一 自動火災報知設備

一の二 ガス漏れ火災警報設備（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業によりその販売がされる液化石油ガスの漏れを検知するためのものを除く。以下同じ。）

二 漏電火災警報器

三 消防機関へ通報する火災報知設備

四 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備

イ 非常ベル

ロ 自動式サイレン

ハ 放送設備

4 第一項の避難設備は、火災が発生した場合において避難するために用いる機械器具又は設備であつて、次に掲げるものとする。

一 すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具

二 誘導灯及び誘導標識

5 法第十七条第一項の政令で定める消防用水は、防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水とする。

6 法第十七条第一項の政令で定める消火活動上必要な施設は、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備とする。

7 第一項及び前二項に規定するもののほか、第二十九条の四第一項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、法第十七条第一項に規定する政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設とする。

（スプリンクラー設備に関する基準）

第12条 スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 次に掲げる防火対象物（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）で、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの

イ 別表第一（六）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物

ロ 別表第一（六）項ロ（1）及び（3）に掲げる防火対象物

ハ 別表第一（六）項ロ（2）、（4）及び（5）に掲げる防火対象物（介助がなければ避

- 難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）
- 二 別表第一(一)項に掲げる防火対象物(次号及び第四号に掲げるものを除く。)で、舞台部(舞台並びにこれに接続して設けられた大道具室及び小道具室をいう。以下同じ。)の床面積が、当該舞台が、地階、無窓階又は四階以上の階にあるものにあつては三百平方メートル以上、その他の階にあるものにあつては五百平方メートル以上のもの
- 三 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ及び(十六)項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が十一以上のもの(総務省令で定める部分を除く。)
- 四 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物(前号に掲げるものを除く。)のうち、平屋建以外の防火対象物で、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、同表(四)項及び(六)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物にあつては三千平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては六千平方メートル以上のもの
- 五 別表第一(十四)項に掲げる防火対象物のうち、天井(天井のない場合にあつては、屋根の下面。次項において同じ。)の高さが十メートルを超え、かつ、延べ面積が七百平方メートル以上のラック式倉庫(棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。)
- 六 別表第一(十六の二)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの
- 七 別表第一(十六の三)項に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が千平方メートル以上で、かつ、同表(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物(可燃性液体類に係るものを除く。)を危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の千倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの
- 九 別表第一(十六の二)項に掲げる防火対象物(第六号に掲げるものを除く。)の部分のうち、同表(六)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの(火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。)
- 十 別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物(第三号に掲げるものを除く。)で、同表(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(総務省令で定める部分を除く。)の床面積の合計が三千平方メートル以上のものの階のうち、当該部分が存する階
- 十一 前各号に掲げる防火対象物又はその部分以外の別表第一に掲げる防火対象物の地階、無窓階又は四階以上十階以下の階(総務省令で定める部分を除く。)で、次に掲げるもの
イ 別表第一(一)項、(三)項、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物の階で、その床面積が、地階又は無窓階にあつては千平方メートル以上、四階以上十階以下の階にあつては千五百平方メートル以上のもの
ロ 別表第一(二)項及び(四)項に掲げる防火対象物の階で、その床面積が千平方メートル以上のもの
ハ 別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあつては千平方メートル以上、四階以上十階以下の階にあつては千五百平方メートル(同表(二)項又は(四)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階にあつては、千平方メートル)以上のもの
- 十二 前各号に掲げる防火対象物又はその部分以外の別表第一に掲げる防火対象物の十一階以上の階(総務省令で定める部分を除く。)

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-⑦ 防火対象物の用途

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）（抜粋）

別表第一（第一条の二—第三条、第三条の三、第四条、第四条の二の二—第四条の三、第六条、第九条—第十四条、第十九条、第二十一条—第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四—第三十六条関係）

(一)	略
(二)	略
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	略
(六)	略
(七)	略
(八)	略
(九)	略
(十)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
(十一)	略
(十二)	略
(十三)	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(十四)	倉庫
(十五)	略
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(十六の二)	地下街
(十六の三)	建築物の地階（（十六の二）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
(十七)	略
(十八)	延長五十メートル以上のアーケード
(十九)	略
(二十)	略

備考

一 二以上の用途に供される防火対象物で第一条の二第二項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が（一）項から（十五）までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。

二 （一）項から（十六）項までに掲げる用途に供される建築物が（十六の二）項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部分とみなす。

三 (一) 項から (十六) 項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が (十六の三) 項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(一) 項から (十六) 項に掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

四 (一) 項から (十六) 項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が (十七) 項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(一) 項から (十六) 項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-⑧ 水防法における避難確保及び浸水防止対策に係る規定

水防法 (昭和 24 年法律第 193 号)

(浸水想定区域)

第 14 条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

2~4 (略)

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第 15 条 市町村防災会議 (災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。) は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画 (同法第四十二条第一項 に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。) において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第三号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等 (第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。) の伝達方法

二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

三 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等 (地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。次条において同じ。) でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設 (主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。) でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設 (イ又はロに掲げるものを除く。) であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの (第十五条の

四において「大規模工場等」という。)でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

2・3 (略)

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第 15 条の 2 前条第 1 項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第 1 項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第 1 項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第 1 項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

4 市町村長は、第 1 項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

5 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第 1 項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

6 第 1 項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

7 第 1 項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

8 第 1 項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-⑨ 「地下街中央連絡協議会の廃止及び地下街関連通達の廃止について」(平成 13 年 6 月 1 日付け国都計第 93 号)(抜粋)

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 87 号)が平成 12 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、機関委任事務制度が廃止されたこと、関与の法定主義が明確化されたこと等を踏まえ、昭和 48 年 7 月 31 日付建設省、消防庁、警察庁、運輸省の共同通達「地下街の取扱いについて」等を廃止することから、同通達により設けられていた地下街中央連絡協議会を廃止し、別紙の通達を廃止することとしたので、御了知願いたい。

別紙(抜粋)

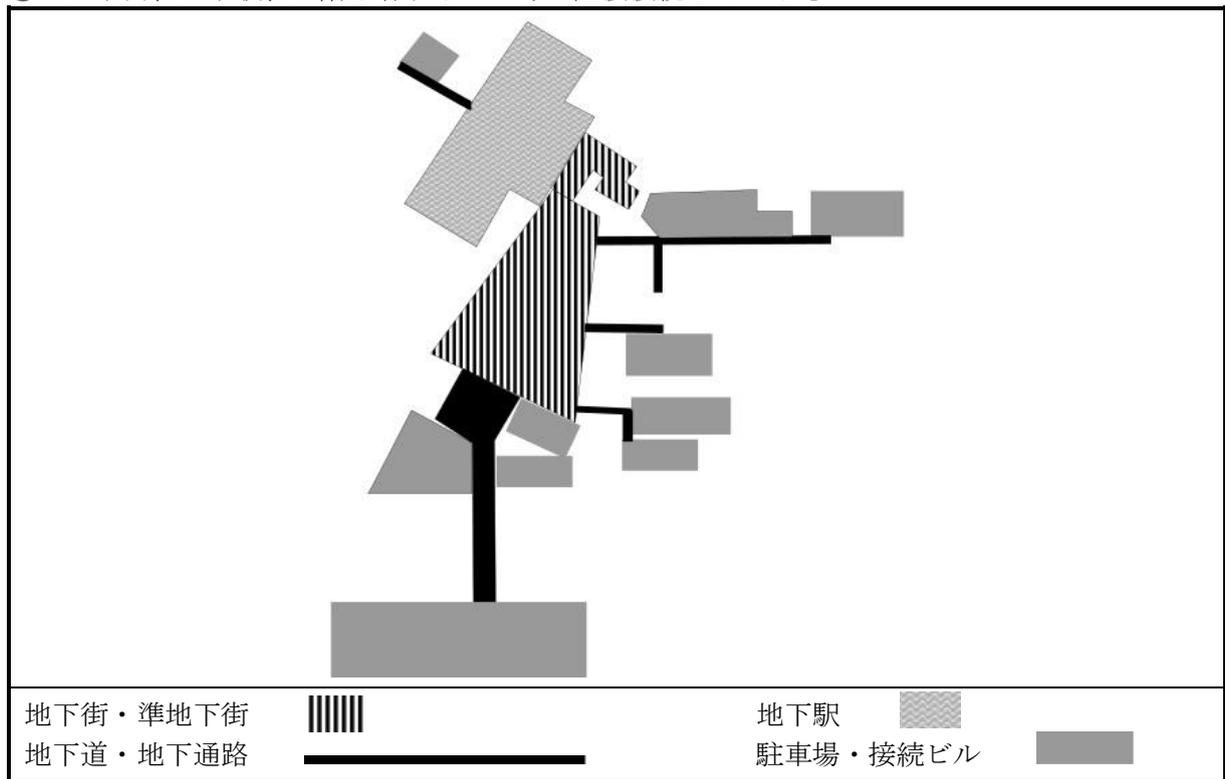
「地下街に関する基本方針について」

(昭和 49 年 6 月 28 日付け建設省都計発第 58 号地下街中央連絡協議会)

(注) 下線は当省が付した。

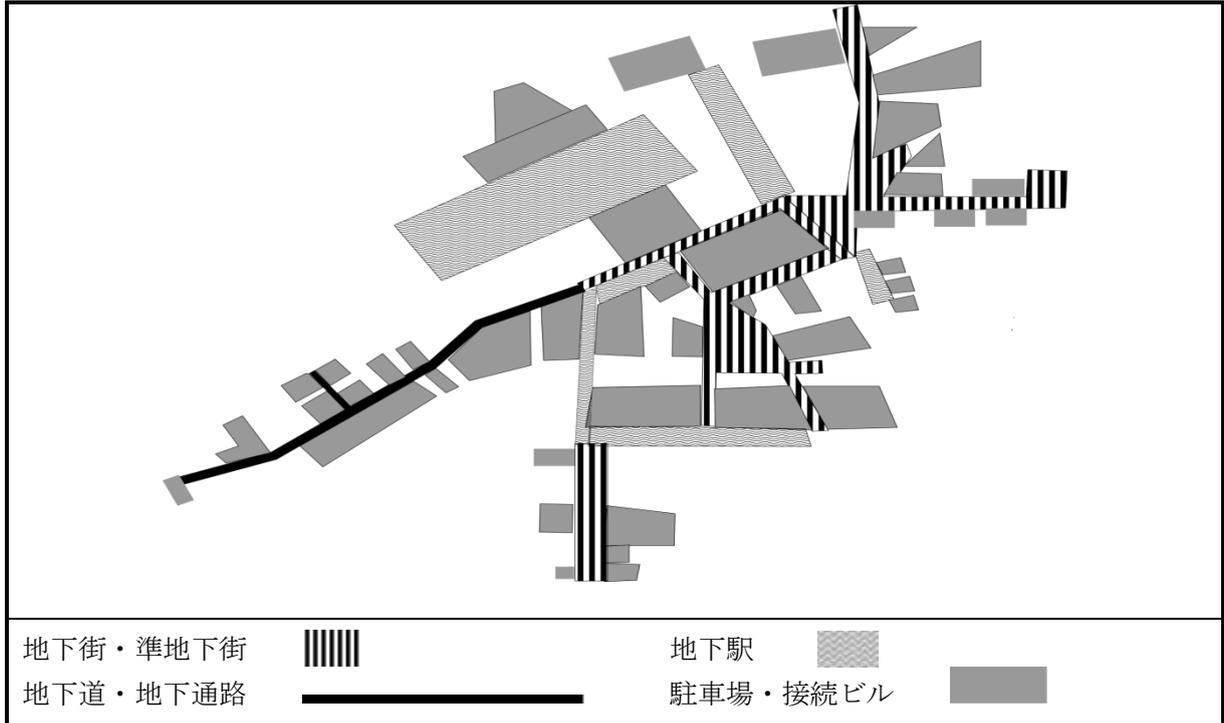
図表 1-⑩ 地下空間ネットワークの形成状況

① 地下街、地下駅、地階を有するビル等が直接接続しているもの



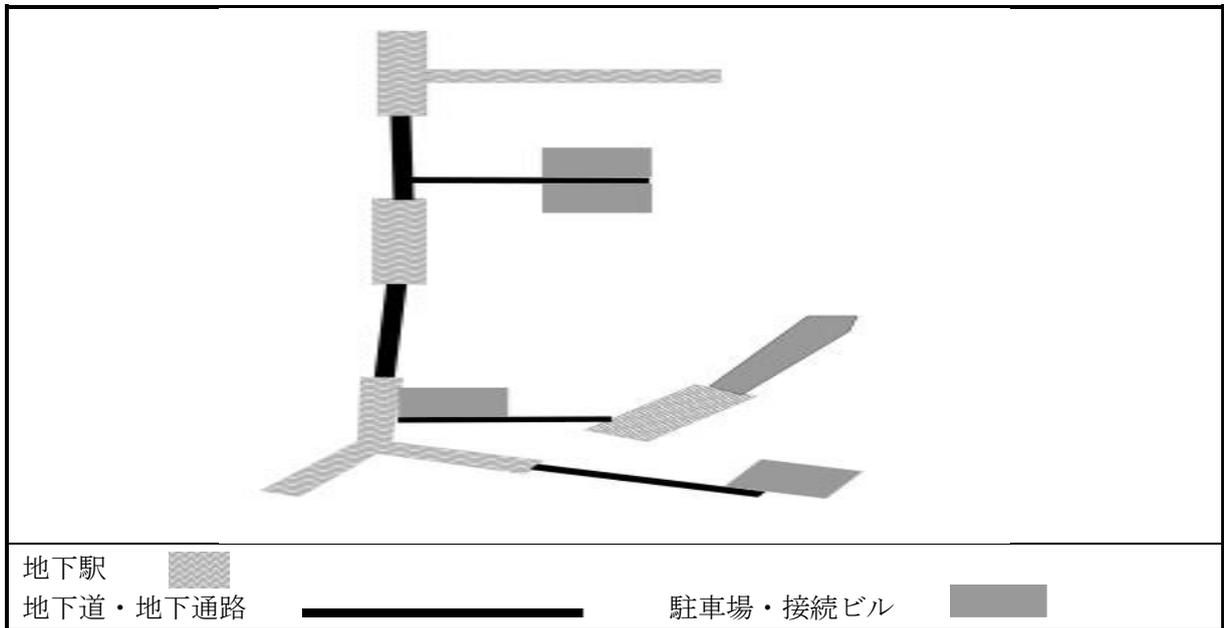
(注) 地下空間ネットワークのイメージ (例) として、当省が作成した。

② 地下街、地下駅等が、地下道を介して他の地下街、ビル地階等と間接的に接続しているもの



(注) 地下空間ネットワークのイメージ (例) として、当省が作成した。

③ 地下街がなく、複数のビル地階が地下道によって接続しているもの



(注) 地下空間ネットワークのイメージ (例) として、当省が作成した。

図表 1-⑪ 調査対象とした地下空間ネットワーク及びその形成状況

(単位：か所)

所在地	地下空間ネットワーク名	構成施設数	内訳	調査対象施設数	内訳
札幌市	大通駅周辺	39	地下街：2、地下駅：3、接続ビル：32、駐車場：1、準地下街：1	13	地下街：2、地下駅：3、接続ビル：6、駐車場：1、準地下街：1
札幌市	札幌駅周辺	13	接続ビル：10、地下道：2、駐車場：1	3	接続ビル：1、地下道：1、駐車場：1
東京都千代田区	大手町駅～有楽町駅周辺	16	地下駅：4、接続ビル：5、地下道：5、駐車場：2	11	地下駅：4、接続ビル：3、地下道：2、駐車場：2
東京都中央区	西銀座デパート周辺	20	地下街：1、地下駅：1、接続ビル：16、駐車場：1、準地下街：1	3	地下街：1、地下駅：1、準地下街：1
東京都新宿区	新宿駅西口周辺	55	地下街：2、地下駅：8、接続ビル：38、地下道：4、駐車場：3	13	地下街：2、地下駅：2、接続ビル：5、地下道：1、駐車場：3
東京都新宿区	新宿駅東口周辺	53	地下街：2、地下駅：3、接続ビル：46、地下道：1、駐車場：1	9	地下街：2、地下駅：3、接続ビル：3、駐車場：1
横浜市	横浜駅西口周辺	16	地下街：2、地下駅：1、接続ビル：11、地下道：1、駐車場：1	8	地下街：2、地下駅：1、接続ビル：5、
名古屋市	名古屋駅東口地区	22	地下街：7、地下駅：2、接続ビル：10、地下道：2、駐車場：1	19	地下街：7、地下駅：2、接続ビル：7、地下道：2、駐車場：1
大阪市	大阪駅周辺	62	地下街：3、地下駅：5、接続ビル：49、地下道：3、駐車場：2	18	地下街：3、地下駅：4、接続ビル：8、地下道：2、駐車場：1
神戸市	三宮駅周辺	36	地下街：2、地下駅：4、接続ビル：21、地下道：7、駐車場：2	14	地下街：1、地下駅：2、接続ビル：6、地下道：4、駐車場：1
岡山市	岡山駅前地区	19	地下街：2、地下駅：1、接続ビル：8、地下道：6、駐車場：2	8	地下街：2、接続ビル：5、地下道：1
岡山市	表町中央地区	4	地下街：1、接続ビル：3	4	地下街：1、接続ビル：3
福岡市	博多駅地区	16	地下街：2、地下駅：1、接続ビル：11、地下道：2	7	地下街：2、地下駅：1、接続ビル：4
福岡市	天神地区	39	地下街：1、地下駅：2、接続ビル：31、地下道：3、駐車場：2	9	地下街：1、地下駅：1、接続ビル：5、地下道：1、駐車場：1
計		410		139	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 地下空間ネットワーク名は当省が付した（以下同じ。）。

3 「構成施設数」、「調査対象施設数」及び「内訳」は、平成27年3月末日時点の数である。

図表 1-⑫ 全国の地下街及び準地下街における火災の発生状況

(単位：件、㎡、人、千円)

区分	出火件数	焼損床面積	焼損表面積	死者数	負傷者数	損害額
平成 21 年	6	0	1	0	0	44
22 年	1	0	0	0	0	0
23 年	5	0	0	0	0	6
24 年	5	0	0	0	0	60
25 年	4	0	0	0	0	11
計	21	0	1	0	0	121

(注) 総務省消防庁の資料に基づき、総務省行政評価局が作成した。

図表 1-⑬ 調査対象施設における火災の発生状況（平成 21 年度～25 年度）

No	発生年月日	災害の概要	備考
1	平成 21 年 6 月 14 日	テナント天井に設置している空調設備において、ファンコイルの部品の劣化により発火し、ファンコイルのコンデンサー、配線、モーターの一部が焼損	
2	平成 21 年 9 月 18 日	地下街内に設置してある身体障害者用トイレ内において、放火によるものと推定される火災が発生し、ゴミ及びゴミ箱が燃焼	
3	平成 21 年 9 月 18 日	階段付近の室内において、放火によるものと推定される火災が発生し、雑品について若干の焼損	
4	平成 21 年 9 月 29 日	軌道内において、発煙が確認された。原因は不明。この発煙による 2 回の指令により、地下鉄全線が約 30 分にわたり発車待ちとなり、電車が遅延	
5	平成 21 年 10 月 2 日	トイレにおいて、男性が脱衣する際に服が何かにつかかっていたため、引っかかりを解除するべく携帯していたライターを使用したところ、衣服に燃え移り発火し、男性がやけど（Ⅱ度）	
6	平成 21 年 11 月 26 日	駅の営業終了後、駅構内で作業を実施予定だった作業員が、待機中に喫煙し、吸い殻をゴミ入れに入れ退室したところ、缶内のごみに引火して発火。火災報知器の鳴動を確認した駅助役の消火活動により火災は鎮火したが、駅ホームに異臭が残ったことから、排煙操作を実施	
7	平成 22 年 1 月 27 日	冷蔵ショーケースの差込プラグに台車等がぶつかったことにより、プラグの内部電線の断線状態を招き、発熱により絶縁被覆から発火し、焼損（面積は 1 ㎡以下）	
8	平成 22 年 4 月 28 日	乗客が線路に落としたビニール傘が集電装置及びレールに触れショートし発火し、約 10 分にわたり全線で発車待ちとなり、列車が遅延	
9	平成 22 年 7 月 1 日	横断トラフ（線路上に設置された電線等を収納する箱）の蓋の劣化により蓋内部の鉄線が露出してレールに接触し、電流が蓋（縞鋼板）を介してダクトプレートに流れ、この時発生したアークが、ダクトプレート内部に残されていた新聞紙に引火し発煙。発煙により、約 1 時間にわたり地下鉄全線で発車待ちとなり、列車が遅延	
10	平成 22 年 8 月 24 日	飲食店の厨房において、調理中に厨房内の室温が上昇したことがきっかけとなり、スプレー缶が爆発して出火し、店員がやけど	
11	平成 22 年 11 月 2 日	エスカレーター用蛍光灯の配線圧着端子接続部と移動手すりベルト駆動装置が接触した状態で起動し地絡、	

No	発生年月日	災害の概要	備考
		火花が散り、ほこりに着火し煙が発生。被害範囲や被害金額は不明	
12	平成 23 年 1 月 31 日	駅の身体障がい者用トイレのカーテンが燃えていたとの旅客からの通報を受け、駅員が確認したところ、備付けのトイレトペーパーと仕切用カーテンが焼損。被害金額は 1 万 7,700 円。なお、消防局の検証では放火の疑いあり	
13	平成 23 年 2 月 6 日	可燃性のエアダスターをシュレッダーに噴射した直後にシュレッダーを使用したため、発生した火花が残留していたエアダスターに引火し、従業員がやけど	
14	平成 23 年 4 月 21 日	駐車場管理センター内の従業員ロッカー室において、ライターが何らかの外的要因により作動し出火(焼損面積は 1 m ² 以下)	
15	平成 23 年 9 月 8 日	飲食店内に設置されているアイスクリーム製造器用のプラグとコンセントの周辺に付着していたほこりに火花が飛び散り発火	
16	平成 24 年 2 月 22 日	地下鉄駅の地下ホーム階段下の倉庫において、たばこの火の不始末が原因と思われる火災が発生し、同倉庫の上部に位置するエスカレーターに被害。また、地下鉄職員 17 人が軽傷。さらに、火災発生元である倉庫が地下鉄駅ホーム内にあったため、ホーム上の利用客約 1,000 人及び地下鉄の乗客約 2,000 人が一時避難することとなった。また、全線運転見合わせ(運転再開までに約 1 時間 40 分)	経済的被害あり
17	平成 24 年 4 月 7 日	地下道天井に設置している照明器具の内部にある安定器が、経年劣化により発熱し煙が発生。照明器具安定器 1 個が焼損	
18	平成 24 年 5 月 19 日	塵芥処理室内の段ボールから発煙。現場検証の結果、くん焼部分付近から煙草の吸殻が発見されたため、これが原因と推定	
19	平成 24 年 11 月 30 日	男子トイレ個室で放火の痕らしきものがあるとの清掃員からの報告を受けた駅員が確認したところ、握り拳程度のトイレトペーパーの燃えかすあり。焼損等の被害なし	
20	平成 24 年 12 月 1 日	男子トイレ個室で放火の痕らしきものがあつたため、清掃員が駅員に報告	
21	平成 24 年 12 月 1 日	男子トイレの個室で吸い殻や紙くずの燃えかすが発見された。原因は、放火の可能性あり	
22	平成 24 年 12 月 2 日	男子トイレの中で紙くずや吸い殻の燃えかすが発見され、原因は、放火の可能性あり	
23	平成 25 年 5 月 29 日	売店倉庫内の冷蔵庫コンセントプラグがショートし、煙が発生。この発煙による煙のホームへの流入はなく、列車の運行に支障なし	
24	平成 25 年 9 月 26 日	改札外にある飲食店において、冷蔵庫修理のための溶接作業中に火花が飛び散り、隣接していた排気ダクト内に進入。ダクト内部のほこりに引火して、飲食店一帯に煙が充満し、隣接する地下道にも煙が流入。改札口に設置しているシャッターを閉鎖するとともに、旅客・通行人の避難誘導を実施した。ダクトの一部が損傷	接続する施設に影響あり

No	発生年月日	災害の概要	備考
25	平成25年10月19日	飲食店において出火。原因は、そばとともに顧客に提供する揚げ玉を保管する際、保管方法を守っていなかったため、時間が経過するうちに揚げ玉の温度が上昇し、発火に至ったもの。被害の詳細は不明であるが、テレビ塔では、1万5,000円の負担が発生	
26	平成25年12月2日	飲食店において、ガス器具を用いて調理中に、ガス器具の隣に置いてあった食用油に引火して発火。被害無し	
27	平成26年1月5日	設置していた室外機が焼損、壁面7.5㎡が焼失し、約52万円の損害が発生	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした14の地下空間ネットワークを構成する地下街、地下駅、地下駐車場等において発生した火災の発生状況である。

図表1-⑭ 調査対象施設における浸水の発生状況（平成21年度～25年度）

No	発生年月日	災害の概要	備考
1	平成22年8月30日	集中豪雨（1時間当たりの降雨量28mm）により、高圧電気引込線のボックス内から水漏れする等、地下の複数箇所で浸水が発生。浸水による被害なし	
2	平成23年5月29日	台風による雨のため、躯体のクラックから水漏れが発生し、漏水箇所の下に位置する店舗に被害あり	
3	平成23年7月2日	集中豪雨により、地下街天井裏の排水管が満水状態となり、地下街躯体梁貫通部配管上部から漏水が発生し、店舗の内装や商品に被害あり	
4	平成23年9月3日	台風による雨量の増加により、地下通路と店舗、合計11か所で漏水が発生。漏水箇所の中には、台風の数日後に漏水が始まった箇所あり	
5	平成23年9月4日	台風による大雨のため、地下1階の4か所において漏水が発生。漏水による被害なし	
6	平成23年（時期不明）	大雨により、通路天井のダウンライト脇から水が流入し、浸水が発生。小規模な浸水であったため、排水ポンプでくみ上げ、対応	
7	平成24年7月13日	集中豪雨により、地下街天井裏の排水管が満水状態となり、地下街躯体梁貫通部配管上部から漏水が発生し、店舗の内装や商品に被害あり（被害額は不明）。漏水の原因は排水管のひび割れであったため、排水管の取替工事を実施	
8	平成24年7月13日	集中豪雨（1時間当たりの降雨量43.5mm）により、店舗内天井から水漏れが発生。30分ほどで水漏れは解消し、被害なし	
9	平成24年（時期不明）	集中豪雨により、店舗区画内の天井及び壁面から漏水が発生し、店舗内で取り扱っている一部商品に被害	
10	平成25年6月19日	駅前地表に染み込んだ雨水がエスカレーター下の床板を流れ、店舗内において漏水が発生。従業員が対策を実施している間に漏水は止まったが、原因は不明	
11	平成25年8月25日	広場横の階段の壁面から湧水が出水し、階段側溝から水があふれ出て、店舗と通路の一部が浸水（10㎡）	

No	発生年月日	災害の概要	備考
		程度、浸水深は約 3cm)	
12	平成 25 年 8 月 25 日	集中豪雨が発生し、地下街内店舗の天井からの漏水や階段壁面からの出水により、合計 16 か所で浸水被害が発生	
13	平成 25 年 9 月 4 日	集中豪雨による雨量が膨大になったことにより、ビル内部で漏水が発生し、複数のフロアで浸水が発生。隣接する商業ビルと接続する地下通路部分から漏水し、双方の商業ビルの地下フロアに約 25 m ² の浸水が発生した。カーリフト機械室への浸水面積は約 12.4 m ² 、浸水深は約 5cm。カーリフトが使用不可となり、約 255 万 5,000 円の被害	接続する施設に影響あり

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした 14 の地下空間ネットワークを構成する地下街、地下駅、地下駐車場等において発生した浸水の発生状況である。

図表 1-⑮ 調査対象施設における調査対象期間外の火災の発生状況

発生年月日	災害の概要
平成 27 年 2 月 10 日	地下歩行空間に接続するビルの地階飲食店において、調理中にガスコンロ付近の食品及び壁体に付着していた油かすに着火し火災が発生した。火災で発生した煙が、接続する地下歩行空間に流れ込み充満し、一時、地下歩行空間が全面閉鎖され利用客 300 人が避難した。原因は、人為的ミスにより防火シャッターが作動しなかったことによるものである。隣接する飲食店従業員 2 名が煙を吸って喉の痛みを訴えたため病院に搬送された。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-⑯ 調査対象施設における調査対象期間外の浸水の発生状況

発生年月日	災害の概要
<p>平成 11 年 6 月 29 日</p>	<p>長時間降り続いた雨が豪雨となり、観測史上最大級の雨量を記録（1 時間当たりの雨量が 79.5mm）し、下水の排水能力を超えた水が路上にあふれ、また、付近の港の満潮時間と重なったことから、川の水も堤防からあふれ、市街地全体に浸水が発生し、地下街、地下鉄駅にも大量の水が流入した。その結果、地下鉄が約 4 時間にわたり運休する等の被害が発生した。地下鉄駅の浸水深は約 0.8m。この災害では、地下街で働く従業員 1 人の人命が失われ、経済的な損失は約 2,000 万円であった。</p> <div data-bbox="381 562 928 920" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="368 927 628 960">駅付近の浸水の状況</p> <div data-bbox="376 1041 922 1397" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="368 1402 713 1435">地下鉄駅入口の浸水の状況</p> <p data-bbox="368 1469 1059 1503">※ 写真は、国土交通省九州地方整備局のホームページによる。</p>

発生年月日	災害の概要
平成 15 年 7 月 19 日	<p>河川上流で時間雨量 99mm、累加雨量 361mm を記録した結果、危険水位を超え氾濫し、濁流となって流れ込んだため、地域一帯が浸水した。地下鉄駅の浸水深は約 1.3m。約 1 日地下鉄が運休し、運休本数は 331 本に及んだ。経済的な損失は約 9,000 万円であった。</p>  <p>地下鉄駅の浸水の状況</p>  <p>駅ホームにおける浸水の状況</p> <p>※ 写真は、国土交通省九州地方整備局のホームページによる。</p>
平成 26 年 9 月 25 日	<p>地下鉄駅に隣接する超高層ビルの工事現場の掘削部に、既設下水管端部及び地下鉄給気口が設置されていた。</p> <p>既設下水管端部は、市下水道局の協議とは異なる工法で施工されていたため、折からの大雨で下水管の水圧が高まり閉塞が崩壊した。</p> <p>下水管から流出した下水は、一旦、掘削されていた箇所に滞留し、その圧力で地下鉄給気口に隙間が生じ、同給気口から同駅に流入し、流入した下水は、同駅の機械室等にとどまっていたが、一定量に達した時点で一気に同駅構内に流入し、さらに、地階にある同駅ホーム及び同駅と接続する地下道に流入した。地下鉄では、半日以上運休する等の被害が発生した。</p>

(注) 当省の調査結果による。